

1 生活保護法の改正について

(1) 生活保護法の改正の概要について

生活保護制度については、昭和 25 年の改正により現在の制度となって以来 60 年以上の間、抜本的な見直しが行われておらず、

- ・ 生活保護受給世帯が過去最高を更新し、その後も増加傾向にあること、
- ・ 高齢者世帯とともに失業等による生活困窮世帯（その他の世帯）の割合も増加していること
- ・ 医療扶助が生活保護費の約半分を占めていること
- ・ 一部の限られた事案であるが、不正受給事件が依然として起きていること

など、様々な課題が指摘されていたところである。

こうした課題に対応するため、今回の生活保護法の改正については、「社会保障審議会生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会報告書」（平成 25 年 1 月 25 日）等を踏まえ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方は維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳正な対処、医療扶助の適正化などに資する内容を中心に行うものとしている。

生活保護法の一部を改正する法律については、平成 25 年 5 月に第 183 回国会（常会）へ提出したが、審議未了・廃案となり、その後、所要の修正を加えた上で、同年 10 月に第 185 回国会（臨時会）へ再度提出し、12 月 6 日に成立したところである。

改正法の施行に当たり必要となる準備作業や運用面の詳細などについては、政省令や通知等の案を今般の生活保護関係全国係長会議でお示ししているのでご了承願いたい。

なお、政省令については、現在、パブリックコメント手続を行っており、4 月上旬の公布を目指している。関係通知等についても、政省令の公布後、速やかに発出していきたい。

(2) 保護開始申請と扶養義務の取扱いについて

今般の法改正の内容のうち以下のア及びイに掲げる事項については、特に留意いただきたいと考えているのでよろしくお願いする。

ア 保護の申請手続の法定化について

今般の生活保護法（以下「法」という。）第 24 条の改正において、保護の開始を

申請する者は、必要な書類を提出しなければならない旨の規定（第1項）を法律上設けることにしているが、こうした規定を設けることにしたのは、法第29条による関係先調査を法律に基づいて実施するのであれば、申請に際してもあらかじめ保護の決定に必要となる事項を法律上明確にする必要があるとの考えにより法制上の整合性を図るためである。

なお、速やかかつ正確な保護の決定のためには、できる限り早期に要否の判定に必要となる資料を提出していただくことが望ましいが、書面等の提出は申請から保護決定までの間でも構わないというこれまでの取扱いには法改正後においても変更はない。

現在でも省令上申請は書面を提出して行うこととされており、申請していただく事項や申請の様式も含め、現行の運用の取扱いをこの規定により変更するものではない。また、資産や収入の状況についても従来から提出を求めているところであり、今回の改正で新たな資料の提出を求める事項はない。

現在、事務連絡に基づき事情がある方に認められている口頭申請についても、その運用を変えることはなく、従来同様に認めることにし、その旨を厚生労働省令で規定する予定としている。

なお、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続についての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきであることについては、法改正後も何ら変わるものではないので、ご了承ください。

さらに、従前より「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日付社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしているところである。

今後とも上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な対応の事務処理について、

引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行うとともに、法改正後においても適切な窓口対応が行われるよう徹底していただきたい。

イ 扶養義務者への通知及び報告徴収について

生活保護制度では、扶養義務者からの扶養は、受給する要件（前提）とはされていない。この考え方は、扶養義務者が扶養しないことを理由に、生活保護の支給を行わないとした場合には、本人以外の事情によって、本人の生活が立ちゆかなくなることも十分に考えられることによるものである。

一方で、本人と扶養義務者の関係において考慮が必要な特段の事情がない場合であって、扶養が明らかに可能と思われるにもかかわらず、扶養を拒否しているといったケースは、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうことになりかねず、適当ではないと考えている。

今般の法改正において保護開始に当たっての扶養義務者への通知の規定（改正法第24条第8項）を創設した趣旨は、保護開始後に、扶養義務者に対する報告徴収（改正法第28条第2項）があり得ることや、家庭裁判所の審判等を経た費用徴収があり得ることなどから、あくまで法制上の整理として、その対象となり得る扶養義務者に対して、事前に親族が保護を受けることを知っておくことが適当との法制的な観点から規定したものであり、扶養は保護の要件ではなく、保護に優先するという考え方を変えるものではない。

扶養の照会は現在でも行っているが、この通知及び報告徴収の対象となり得るのは、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにもかかわらず扶養を履行していないと認められる場合に限ることとし、その旨厚生労働省令で明記する予定である。さらに、通知等で参考とすべき考え方を示す予定であるが、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該生活保護受給者にかかる扶養手当を受け、さらに税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど十分な資力があることが明らかであること等を福祉事務所が総合的に勘案し、適当と判断される場合が該当すると考えているので、ご了知いただきたい。

他方、先般、福祉事務所が使用している現行の扶養照会書等の中に、生活保護において扶養義務の履行が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある

表現がされている事案が判明した。本事案は、生活保護の業務実施のためにシステム業者が開発したシステムにおいて、当該文言が標準様式として搭載されており、かつ当該様式に不適切な文言が使用されているにもかかわらず、十分に確認することなく使用していたことが原因であったところである。

本事案については、「生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために使用する扶養照会書等について」（平成25年11月8日付事務連絡）を全国の自治体に送付し、扶養照会書等について確認し、必要な対応を行っていただくよう依頼したところである。このことについては、「生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために使用する扶養照会書等の対応状況について」（平成25年11月14日付事務連絡）により全国調査を実施するとともに、調査時点で改善していない自治体についても調査後の状況を確認し、すでに全ての自治体で、改善した扶養照会書を別に作成するなど、適切な対応が取られていることを確認したところである。

今般の事案を踏まえて、システムの契約における参考とするとともに、福祉事務所が使用している各種様式等についても、地方自治体が責任を持って不適切な表現をしないよう徹底されたい。

2 切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について

(1) 就労自立給付金の創設について

就労自立給付金については、生活保護を脱却すると、これまで負担のなかった税や社会保険料等の負担が生じるため、脱却直後の生活に不安を感じ、保護脱却をためらう受給者もいることから、脱却後に生じる税等の負担増を緩和し、保護脱却のインセンティブとするとともに、安定的に就労して生活を維持し、再度生活保護に至ることなく着実に自立していただくことを目的に創設したところである。

支給に当たっては、安定した就労の機会を得たこと等により保護脱却に至った際に、保護脱却前最大6か月分の就労収入認定額に対し、その各月に応じた算定率を乗じて支給額を算定するものであるが、対象者や算定方法の考え方等については、別途通知にてお示しする予定である。

平成26年7月1日の施行日より就労自立給付金を支給できるよう、「就労自立給付金の支給に係る事務処理について」（平成25年12月11日付け事務連絡）を参照し、システム改修が必要である場合には、あらかじめシステム改修業者等との調整を十分行うなど事前の準備をお願いしたい。

また、就労自立給付金の支給については、支給機関を都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長としているところであるが、保護と同様に、その管理に属する行政庁（福祉事務所長）に対する委任を行うことができる旨を規定している。都道府県におかれては、委任について規則等で定めている管内実施機関に対して規則の改正等、必要となる手続について、遅滞なきよう周知をお願いする。

(2) 被保護者就労支援事業の創設について

生活困窮者自立支援法の施行に際しては、生活保護受給者も含めた生活困窮者に対して支援策を構築していく必要があるが、法制的な整理として、

- ・ 生活保護受給者を除く生活困窮者については、生活困窮者自立支援法で対応し、
- ・ 生活保護受給者については、生活保護法で対応する

ことを基本としている。

被保護者就労支援事業は、生活保護受給者に対する就労支援の重要性に鑑み、就労支援に関する被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことを法律上明確に位置づけ、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に相当する支援

が行えるよう制度化したものである。

なお、事業内容については、生活困窮者自立支援促進支援モデル事業の検証や現在行われているケースワーカーや就労支援員による就労支援の状況を踏まえ、今後詳細について検討することとしている。

また、当該事業については、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に相当する支援を行うことを想定していることから、国の費用負担の在り方についても同様の3/4負担としているところである。

(3) 早期の集中的な就労・自立支援について

働くことのできる方が、厳しい雇用状況等から働くことができずに保護を受給する場合が増加していることから、これらの方に対しては、その能力を活用していただき、就労できるように積極的に支援し、就労によって保護から脱却していただくことが重要となっている。そのため、平成25年度より運用を見直し、保護からの早期脱却を目指し、保護開始直後から脱却に至るまで集中的かつ切れ目のない支援を行うことにより、被保護者の就労による自立を促進することとしてきたところである。

具体的には、

- ・ 就労自立が見込まれる方については、原則6か月以内に就職することを目指し、本人の納得を得た集中的な支援を実施することを明確化
- ・ 本人の希望を尊重した支援を行っても就労の目途が立たない場合には、本人の意思を尊重しつつ、職種や就労場所等を広げた支援
- ・ それまでの求職活動を通じて、直ちに保護脱却が可能な就労が困難と見込まれる者については、本人の意思を尊重しつつ、短時間・低額でも一旦就労に向けて支援する方針の明確化
- ・ 自ら積極的に就職活動に取り組んでいる場合に、月額5,000円を支給する就労活動促進費の創設
- ・ 勤労控除の全額控除となる額の引上げや控除率の見直し

などを行ったところであり、引き続き、早期の就労による自立に向けて、積極的に支援を進めていただきたい。

なお、就労による自立を促進するに当たっては、就労後に職場に定着していただくことが重要となる。こうした支援を行う際に、本人の状況をかえりみずに、本人の納

得を得ず就労を求めることは、就労先に定着し、自立できるよう促すという就労支援の本来の目的からすると適当ではないことから、本人の意思を尊重した就労支援を行っていただくことを願います。

(4) 生活保護受給者等就労自立促進事業について

生活保護受給者等就労自立促進事業は、「一体的実施」を活用した地方自治体へのハローワークの常設窓口の設置や定期的な巡回相談の実施等のワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備するとともに、早期支援の徹底及び求職活動状況の自治体との共有など、就労支援を抜本的に強化し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者のみならず、生活保護の相談・申請段階の者等も含め、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

ハローワークでは、地方自治体からの支援要請を受け、就労意欲が一定程度ある者について、確実に就労に結び付くよう、カウンセリングから能力や適性の再確認、履歴書・職務経歴書の作成、面接の指導、職業紹介、就職後のフォローアップまで、予約制・担当者制による一貫した就労支援が実施されている。

平成 26 年度は、「一体的実施」の活用により福祉事務所へ設置するハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援をさらに強化することとしているので、引き続きハローワークへの支援候補者の積極的な送り出しをお願いしたい。

特に、既に常設窓口を設置している自治体におかれては、運営協議会等で設定した目標が達成されるなど、連携効果が十分発揮されるよう、窓口を有効活用していただくとともに、平成 26 年度に常設窓口設置する自治体におかれては、早期に連携効果が発揮されるよう、できるだけ前倒しして早期に窓口を開設するべく、引き続き都道府県労働局と調整しつつ、準備を進めていただきたい。

(5) 自立支援プログラムの策定について

自立支援プログラムは、①管内の被保護世帯全体の状況を把握し、②被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的な内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施することによって、被保護世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するため

の、「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システムの対応」を可能とするものである。

各自治体におかれては、これまで以上に就労支援に取り組んでいただくとともに、子どもの健全育成に関する支援や、居住の安定確保支援等についても積極的に取り組んでいただくようお願いする。

(6) 高等学校等在学者に対する自立支援

高等学校等に就学中の者の就労収入については、基礎控除、未成年者控除のほか、高等学校等就学費の支給対象とならない経費等について、就学のために必要な最小限度の額について収入認定除外の取扱いとしているところである。

高等学校等に就学中の者の就労については、学業に支障のない範囲にとどめるよう留意する必要があるが、一方で、就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起につながることを期待できるものである。

このことから、今般、高等学校等に就学中の者のアルバイト等の収入について、次のいずれにも該当する場合には、当該被保護者の高等学校等卒業後の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを福祉事務所が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額を収入認定除外の取扱いが可能となるよう、実施要領等の改正を行うこととする。

- 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。
- 使途が次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。
 - ・ 就労に資する技能を修得する経費や自動車運転免許費用（技能修得費の給付対象となる場合を除く。）
 - ・ 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学料等に限る。）
 - ・ 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用
 - ・ 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金

- 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、福祉事務所が事前に承認していること。

なお、経費の内容や金額によって、一定期間同様の認定を行う必要がある場合には、本取扱いにより生じた金銭について別に管理にするなどにより明らかにしておく必要があるとともに、定期的に報告を求め、当該経費が他の目的に使用されていないことを確認することとし、使用後は、認められた目的のために使用されたことを証する書類等により、使途を確認することとする。

3 健康・生活面に着目した支援について

(1) 生活保護法第 60 条の改正について

改正前の法第 60 条においても、能力に応じて勤労に励むこと等を生活保護受給者自身の生活上の義務として定めていたが、生活保護制度の目的である就労による自立、社会的自立など、受給者のあらゆる自立助長を図る上で、何より健康状態を良好に保つことが必要であり、また、受給者が日常生活を自ら営んでいく際には、適切な金銭管理を行うことが必要であることから、受給者はこうした点についても自ら主体的に取り組むことが重要である。

このため、改正法第 60 条では、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の生活上の義務として具体的に規定することとし、本年 1 月 1 日より施行しているものである。

(2) 生活保護受給者の健康管理を支援する取組について

生活保護（医療扶助）を受給している患者は、糖尿病や肝炎など重症化すると完治が難しい疾患に罹患している割合が国民健康保険等の患者に比べて高いといった特徴があるが、こうした疾患は、日常生活における健康管理を適切に行うことで改善や重症化の予防が可能なものもあり、受給者の健康面に着目した支援を行うことは重要である。また、結果として医療扶助の適正化にも資することになると考えている。

このため、改正法第 29 条において、受給者の健康状態に関する事項を調査範囲とすることで福祉事務所が受給者の健康診査結果等を入手できるようにし、また、平成 25 年度から地方交付税において福祉事務所が健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるように措置しているところである。これにより、福祉事務所は、法第 60 条の改正も相俟って、受給者の健康面に関する支援の強化を図ることが可能であると考えている。

地方自治体におかれては、福祉事務所における健康面に関する支援体制を整備し、健康管理指導など受給者の健康管理の支援に向けた取組を行うようお願いする。

(3) 生活保護受給者の家計管理を支援する取組について

家計管理支援については、改正法第 60 条により、家計管理に問題が認められる受給者に対して、早期に金銭管理や家計の問題点について助言等を行うなど、家計管理

への支援が容易になるものと考えている。

福祉事務所においては、例えば、必要と認めた受給者に対して、個々の状況に応じ、レシート又は領収書の保存や家計簿の作成を求める等の家計管理を支援する取組を行っていただくようお願いする。

(4) 改正法第 60 条の留意点について

改正法第 60 条の規定により福祉事務所は必要に応じて、受給者に対し効果的に支援が行えるようになるものと考えているが、健康管理や金銭管理は、あくまで受給者が主体的に取り組んでいくことが重要であるため、本規定に定める生活上の義務を果たさないことだけをもって、保護の停廃止を行うことは想定していないことに十分ご留意いただくようお願いする。

4 不正・不適正受給対策の強化等について

公費によって全額その財源が賄われている生活保護の不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて重大な問題であるため、厳正に対処することが必要である。

このことから、下記のとおり法改正をし、必要な見直しを行うこととしているが、保護の要件や、真に支援が必要な方には確実に保護を行うという生活保護制度の基本的考え方を変えるものではないことに留意願いたい。

(1) 地方自治体の調査権限の強化

法第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

このため、法においては、地方自治体が保護の決定又は実施のために生活に困窮する者の資産や能力などを確認するための調査権限を定めているところであるが、不正受給対策をより実効あらしめるため、今般の法改正により、次のとおり地方自治体の調査権限の強化を図ることとしている。

ア 要保護者の生活実態の把握や不正受給が疑われる場合の事実確認等において、要保護者から説明を求めることがあるが、現状では明確な根拠規定がないことから、法第28条を改正し、福祉事務所が保護の決定及び実施等に必要があると認めるときは、要保護者等に対し、報告を求めることができる旨規定する。

イ 法第29条の調査権限の内容については、現在、要保護者の「資産及び収入の状況」に限定されているが、要保護者に対する自立に向けた更なる就労指導、要保護者の生活実態の把握や保護費支給の適正化を確保するため、健康状態や求職活動の状況等を追加する。

ウ 法第29条の調査対象者について、例えば、現在は保護を受給していないものの、過去の保護受給期間中に不正に保護を受給していたことが、後日、明らかになった者について、保護受給中の状況を確認することが必要となった場合であっても、法第29条にはその権限が明確にはされていなかった。

このため、調査対象者について、現行の「要保護者及びその扶養義務者」に加えて、「過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者」も対象とすることを追加

する。

エ 法第 29 条に基づく調査を行った場合に、回答が得られないことにより、保護の決定又は実施に支障があるとの指摘もあることから、法別表第一に掲げる情報のうち要保護者及び被保護者であった者について厚生労働省令で定めるものについては、官公署等に調査に対する回答義務を設けることとしている。

(2) 不正受給に係る徴収金と保護費との調整

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 78 条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができる。

都道府県又は市町村の長が、費用の徴収を行うに当たり、徴収の対象者が被保護者である場合には、法第 58 条の規定に基づき、保護費の差押が禁止となっていることから、保護費の全額を支給したうえで、徴収すべき金額を分割して調定するなどにより、保護費から返還を求めることとなる。

しかし、都道府県又は市町村の長が、費用徴収を行う時点で、すでに不正受給により得た金銭を費消しているケースが多く、費用徴収の実効性が低いとの課題があったところである。

このため、今般の法改正により、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、被保護者に対して、徴収債権を有している場合には、その徴収金について、本人が申し出た場合において、生活の維持に支障がないことを前提に、福祉事務所が保護費との調整を可能にすることとしている。

(3) 徴収金に対する税の滞納処分の例による処分について

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 78 条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収できるとされている。

しかし、当該者自らが徴収金の返還を行わなかった場合においても、地方公共団体の歳入は、法律で特に定めのない限り、強制徴収の方法を講ずることができないため、都道府県知事又は市町村の長は、一般債権と同様の保全手続に従って徴収を行うこととなり、事務負担が大きいとの指摘もある。

このため、今般の法改正により、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金についても、国税の滞納処分の例により処分を行うことを可能とすることとしている。

(4) 不正受給の罰則の引き上げ及び徴収金の加算

不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす重大な問題であり、厳正な対応が必要である。

生活保護制度における不正受給は、平成 24 年度で約 4 万 2 千件、金額にして約 191 億円であり、近年増加傾向にある。これは、近年、生活保護受給者が増加している中で、地方自治体で、課税調査による稼働収入の把握、年金調査による年金収入の把握等の強化・徹底が図られたことによるものと考えている。

一方、法第 85 条において、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等に対する罰則として、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金と規定しているが、他法令の罰則を踏まえると、罰則による抑止力が十分ではないとの指摘がある。

また、不正受給が発覚した場合であっても、その不正に得た保護費に相当する額を返還するに過ぎず、法第 85 条等に定める罰則に関する告訴・告発等の措置をとらない限り、不正受給に対するペナルティが実質的に存在しないとの指摘もある。

このため、今般の法改正により、不正受給に対する罰金の上限額を 100 万円以下に引き上げとともに、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金額に加え、不正受給を行った金額に 100 分の 40 を乗じた額以下の金額を上乗せし徴収できることとしている。

(5) 第三者求償権の創設について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされているため、交通事故等を原因として、受給者が医療機関を受診する場合、本来であれば、損害保険会社等により医療費の支払いがなされるべきである。

しかし、受給者にとっては、その治療に要する費用が損害保険会社等から支払いがなされるのか、医療扶助によって支給がなされるかは、実質的に差異がないため、損害保険会社等に請求を行わず、結果として医療扶助が適用されるケースがある。

また、福祉事務所は、医療扶助が適用された後に、受給者に対して保険金等が支払われた場合には、法第 63 条に基づく費用返還請求を行う必要があるが、示談までに時間を要することや、一時金（仮渡金、内払金等）の支払いがあるなど、保険金等の振込時期や金額の把握が困難であることなどから、受給者が保険金等の受領を未申告のまま、費消してしまうといったケースもある。

このため、今般の法改正により、都道府県知事又は市町村の長は、保護を行うべき事由が第三者の行為によって生じた場合において、保護費を支弁したときは、その保護費の限度において、受給者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するなど第三者求償権を創設することとしている。

なお、求償事務の処理に当たっては、民事の法律関係の知識が必要となる場合もあることから、この専門的知見による技術的な支援を行わせるための弁護士、司法書士、行政書士等の雇上げや業務委託に要する費用等を平成 26 年度のセーフティネット対策事業費等補助金の対象にすることを予定しているので、ご了承ください。

また、地方自治体の生活保護主管課においては、求償事務をはじめて取り扱うことになるため、担当者は、事前の研修等により関係する知識を習熟しておく必要がある。については、来年 4 月～5 月を目途に「生活保護関係第三者行為求償担当者会議（仮称）」を開催することを予定しているので、ご了承ください。

(6) 不正事案の告訴等について

近年、不正受給件数等は増加傾向にある一方、不正事案に係る告発件数については年数十件程度と低調な状況にある。

このため、生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ（平成 23 年 12 月 12 日）においても、「国は、不正事案の告発の目安となる基準の策定について検討する必要がある」とされたところである。

これを受け、不正事案に対して告訴等を検討する際の判断基準（目安）について、既に地方自治体が独自に定めている具体的判断基準を参考にとりまとめ、4 月 1 日を目途に通知を発出することとしているので、予めご了承くださいとともに、通知が発出された際には現場の県警と情報共有いただくなど、関係機関と連携し、不正事案に効果的に対応できるような体制を構築いただくようお願いしたい。

なお、当該基準はあくまで目安として示すものであり、実際に告訴等を行うか否か

は、当該基準によって一律機械的ではなく、個別事案に応じて、その構成要件該当性や悪質性等を踏まえて判断されるべきであることに留意されたい。

5 生活保護制度の適正な実施について

(1) 訪問活動時における居住環境の確認について

多人数の居住実態がありながらオフィス等の用途に供している建築物と称して、建築基準法の防火関係規定違反等の疑いのある状況で使用されている物件が、複数の特定行政庁で確認されているところである。

福祉事務所においては、被保護者に対する訪問活動等によって、生活実態の把握及び居住環境の確認に努めていただくとともに、建築部局等の関係部局と連携を密にし、実態の把握を進めていただくようお願いする。こうした取組の中で、生活保護受給者が違反建築物を利用している場合など住環境が著しく劣悪な状態であり、転居が適当であるケースがあれば、適切な居住場所への転居を促すなど必要な支援を的確に行っていただきたい。

(2) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、平成 21 年 10 月に発出した通知等により、

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

について管内福祉事務所に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いしているところである。

しかしながら、無料低額宿泊施設等をめぐる問題、特にいわゆる「貧困ビジネス」については、依然として後を絶たず、適正な運営が強く求められることから、上記に掲げる事項について、改めて管内福祉事務所に周知徹底をお願いする。

また、周知徹底を図るに当たっては、とりわけ、日頃より、生活保護の担当部局と施設の担当部局は、必要な情報を随時交換するなど連携の強化に努め、例えば有料老人ホームに類似した施設であることが確認された場合は、施設の担当部局へ情報提供をすることについて、配慮されたい。

なお、何らかの支援が必要な高齢者がこうした施設を利用している場合もあるが、現在、養護老人ホームにおいて、定員の空きがあるといった状況もあるため、生活保護の担当部局と高齢者福祉担当部局との連携を図り、転居支援を行う場合等において、養護老人ホームへの入居などについても検討するよう、併せて周知をお願いします。

(3) 会計検査院からの指摘について

今般、会計検査院より、平成 25 年 10 月 31 日付けで通知された是正の処置要求により、「単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合や葬祭扶助を行う場合に係る取扱い」について、以下のとおり取扱いが適正に行われていない事案が見受けられ、改善が求められたところである。

ア 検査結果の概要

- 死亡月の翌月以降の分の保護費について、返還の処理を行っていないか、返還の免除を決定したりしている事案があった。
- 葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行っている事案があった。
- 死亡した被保護者の遺留金品を適切に把握せず、遺留金品を葬祭扶助費に充当できるか検討しないまま葬祭扶助を行っている事案があった。

イ 厚生労働省に対する処置要求内容

- 厚生労働省は、事業主体に対して、過払いとなった死亡月の翌月以降の分の保護費については法第 80 条の規定を適用することはできず、返還の処理を行う必要があることを明確に示し、適切に処理するよう徹底を図ること
- 厚生労働省は、事業主体に対して、葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行うことはできないことを明確に示すこと
- 厚生労働省は、事業主体に対して、法第 18 条第 2 項の規定により葬祭扶助を行う場合には、生活保護制度の趣旨を踏まえて、死亡した被保護者の遺留金品について適切に把握して、葬祭扶助費に充当することを検討する必要があること明確に示すこと

ウ 処置要求を踏まえた対応

単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合であって、すでに死亡月の翌月以降の分の保護費を支給していた際には、上記処置要求を踏まえ、以下の事項

に十分留意のうえ、返還等の必要な措置を講じるよう管内福祉事務所に徹底されたい。

○ 法第 26 条により被保護者が保護を必要としなくなったときは、保護の停止又は廃止を決定することとしている。このことから、被保護者の死亡月の翌月以降に支給した保護費が、過払いであることは明らかであり、過払い分の返還について必要な措置を講じること。

○ 法第 80 条により前渡した保護金品の返還免除が適用できるのは、被保護者が消費又は喪失し、かつ福祉事務所がやむを得ない事由があると認められる場合としている。このことから、被保護者の死亡月の翌月以降に支給した保護費に返還の免除を適用する余地はないものであること。

また、葬祭扶助費について、その他の扶助費と同様に、支給に当たっては、保護の補足性の原理、基準及び程度の原則を踏まえて対応する必要がある。そのため、葬祭扶助費の支給に当たっては、上記処置要求も踏まえ、以下の事項に十分留意のうえ、適正な支給を行うよう管内福祉事務所に徹底されたい。

○ 葬祭扶助費の支給は、葬祭に要する費用が、告示別表第 8 葬祭扶助基準並びに局長通知第 7 の 9 の (1) から (4) までの範囲内である場合であって、死亡した被保護者の遺留金品を充当してもなお不足する費用について、支給する必要があること

○ 葬祭扶助を行う場合は、法第 76 条により死亡した被保護者に遺留金品がある場合には葬祭に要する費用に充てる必要があることから、警察や医療機関、介護機関に入院又は入所中であつた者であれば当該医療機関等に対して、遺留金品の有無等について問い合わせるなど、関係機関と必要な連携を図る等により、可能な範囲で遺留金品の状況の確認に努めること

今般の会計検査院の指摘を踏まえ、追って単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合などの適正な取扱いについて通知する予定であるので、あらかじめご了解願いたい。

(4) 金融機関等本店に対する一括照会について

金融機関本店等に対する一括照会（以下「本店等一括照会」という。）については、生活保護受給者及び不正受給者の増加という状況に鑑み、生活保護法第 29 条に基づ

く調査に限り、都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信用組合及び信用金庫等（以下「銀行等」という。）の協力を得て、効果的な手法である銀行等が指定する本店・本部・センター等（以下「本店等」という。）への一括照会を平成24年12月から実施しているところである。

従前各福祉事務所が複数の支店に別々に照会をしていたものが、本店等一括照会を行うことによって、各福祉事務所の事務負担の軽減につながるとともに、本店等一括照会の実施によって以前の方法では判明しなかったと考えられる口座が相当数発見されているなど、資産調査の効率的、効果的な実施に資しているものと考えている。

本店等一括照会の実施に当たっては、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について（平成24年9月14日社援保発0914第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」及び「金融機関本店等に対する一括照会の実施について（平成24年9月14日事務連絡）」（以下「関係通知」という。）で定めるところにより実施することとし、また関係通知が徹底されていない事例及び指摘を踏まえて、「金融機関本店等に対する一括照会の留意事項について」（平成25年9月30日事務連絡）を発出しているところである。

しかしながら、関係団体より関係通知で定める実施方法等が徹底されていない事例が散見されるとの指摘が引き続きされている。

このことは、迅速で正確な調査に支障を生じさせるほか、行政機関に対する信用を失わせかねないことから、本店等一括照会の実施について一層適正な処理にあたられるよう管内福祉事務所に周知し、当該業務の実務担当者に徹底するようお願いする。

（5）住宅扶助費の代理納付の活用について

生活保護の住宅扶助費については、用途を限定された扶助費が家賃支払いに的確に充てられる必要があることから、保護の実施機関による代理納付を可能としているところである。代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるなどのメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところであるが、特に家賃等を滞納している者については、住宅扶助が家賃等の用途以外に消費され、結果として住居を失う可能性もあることから、積極的に活用されたい。

なお、共益費についても代理納付を可能とすることを検討しており、調整でき次第、関係通知等発出することとしているので留意されたい。

(6) 生活必需品等購入のための貸付金の取扱いについて

生活保護では、家具什器の購入は、経常的な生活費のやり繰りで賄うことを原則としており、このことから一時扶助（家具什器費）についても、保護開始時に持ち合わせがない場合など限定して支給することとしている。

また、貸付金の利用についても返還金の償還によって最低生活を下回る生活を強いることになることから、原則として認めていないところである。

しかしながら、予期しない家具什器の破損等によって手持金で対応することができず、健康管理や日常生活に著しい支障を来す場合も考えられることから、緊急に当該物品を購入する必要がある等真にやむを得ない事情がある場合に限って、貸付金の利用を認めることを検討している。あわせて貸付金の償還方法として代理納付等を活用することについても検討している。いずれも、調整でき次第、関係通知等発出することとしているので留意されたい。

6 医療扶助の適正な実施について

(1) 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進等について

ア 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進

生活保護等版レセプト管理システム（以下「電子レセプトシステム」という。）は、受給者や医療機関別にレセプトの抽出が容易に行えるなど効率的・効果的なレセプト点検等が可能であるため、各地方自治体において創意工夫し活用することにより、医療扶助の適正化に向けた取組に与するものである。

平成 24 年 10 月には、電子レセプトシステムの改修を行い、薬の過剰な多剤投与を受けている者や重複受診を行っている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化を行っている。これにより、不適切な受診行動が疑われる事例の把握が効率化され、受給者に対する指導等へ重点を置くことができるなど、受給者の適正受診に向けた取組を効果的に実施できるものと考えている。

実際に、地方自治体からは、システム改修により速やかな適正受診指導及び早期の改善に結びついているといった適正受診指導への効果が上がっているとの報告をいただいているところである。また、電子レセプトシステムを、後発医薬品へ切り替えた場合の差額通知書の作成や、先発医薬品の使用量に注目して後発医薬品に関する理解が十分でないと考えられる方に対して重点的に説明を行うなど後発医薬品の使用促進への取組に活用している事例もあると承知している。

また、平成 25 年 3 月には、請求に突出した特徴が見られる医療機関を容易に抽出できるよう機能強化を行ったところであり、電子レセプトシステムにより抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要であるが、これにより不適切な請求等が疑われる医療機関を絞り込み、重点的に点検・指導等を実施していくことが可能になるものと考えている。

電子レセプトシステムは、これを積極的に活用することによって、様々な医療扶助の適正化に向けた効率的かつ効果的な取組に繋がるものであるため、国においても、マニュアルの改訂等を通じて支援していくこととするので、地方自治体におかれても、積極的に電子レセプトシステムを活用し、医療扶助の適正化に向けた実効性のある取組を実施されたい。

イ 電子レセプトシステムの活用状況等の把握

近年、医療扶助の適正実施に向けた取組を強化していくことが求められている状

況にあって、更なる適正化を推進していくことが重要であるが、同時に現在行っている適正化の取組の効果についても検証していくことが必要であると考えている。

このため、今後、各地方自治体にも協力を得ながら、電子レセプトシステムの活用状況も含めた医療扶助の適正実施に向けた取組の状況や効果を検証する予定であるのでご了知願いたい。

ウ 電子レセプトシステムの基本マスタ等の更新

電子レセプトシステムの保守管理については、各地方自治体において、保守管理業者と契約を締結する等により、システム機器の管理や基本マスタの更新等を行っていただいているところであるが、昨年、システムの開発業者及び社会保険診療報酬支払基金より、各自治体において行う必要がある基本マスタやバージョンアッププログラムの更新が不十分なために、画像生成に不具合が生じている自治体があるとの報告があった。「『生活保護等版レセプト管理システム』運用の手引き」（2015. 9. 2 第6版）の2-①「基本マスタの更新」にあるように、基本マスタやプログラムの更新は、当該システムの使用のために必須であるため、適宜、システムへの取り込みを実施するようご留意いただきたい。

特に、平成26年度は診療報酬改定が行われるので、遺漏なきよう対応いただくようお願いする。

(2) 後発医薬品の更なる使用促進について

後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、国全体でその使用促進に取り組んでいるところであり、生活保護制度の医療扶助においても、より一層の後発医薬品の使用促進を図ることが重要である。

ア 医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、薬局で原則として後発医薬品を調剤する取組（運用）

生活保護における後発医薬品の使用促進については、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成25年5月16日社援保発0516第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、指定医療機関である薬局において一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤する取組を行っていただいているところである。

各地方自治体におかれては、生活保護における後発医薬品の使用促進について受給者及び医療関係者への周知徹底を丁寧に行うとともに理解・協力を得ながら、着実に取組を推進されるようお願いする。

イ 医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関等が受給者に対して後発医薬品の使用を促していくことの法制化（改正法第 34 条第 3 項）

平成 26 年 1 月 1 日に施行された改正法第 34 条第 3 項は、上記アの取組を実効あらしめるものとすることも含め、後発医薬品の使用促進に当たっては、患者との信頼関係を基に個々の状況に応じて専門的な知見に基づいて医師や薬剤師が丁寧な説明を行い受給者の理解を促していくことが重要であることから、医師等が後発医薬品の使用を認めている場合には、医療機関も含めた関係機関が受給者に対して後発医薬品の使用を促すことを規定したものである。

また、既に周知したとおり、改正法第 34 条第 3 項の施行に併せて、指定医療機関医療担当規程及び生活保護法施行規則の改正を行い、1 月 1 日より施行していることにご留意いただきたい。

(3) 医療扶助における適正受診の徹底等について

医療扶助を受給している者のうち自立に向けた支援や適正受診に係る助言指導が必要な者については、これまでも「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」（昭和 45 年 4 月 1 日付社保発第 72 号）などにより、具体的な対象者を把握し、主治医訪問等により患者の実態を踏まえた上で必要な対応を行っていただいているところであるが、一部の福祉事務所において十分な取組がされていない状況もみられるところである。前述（1）アのとおり、電子レセプトシステムを活用することにより、受診日数が過度に多い等不適切な受診行動が疑われる者や、長期にわたり入院している者等の把握は容易にできることとしたところであり、受給者に対する適正受診の徹底や退院促進に向けた支援等について確実に実施するようお願いする。

また、向精神薬の重複処方に係る適正化や自立支援医療（人工透析療法）の優先適用に向けた地方自治体の取組状況については、平成 26 年度も引き続き地方厚生局による確認を実施する予定であるのでご了知願いたい。

(4) 柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について

柔道整復の施術の給付に係る医師の同意の取扱いについては、これまでも「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」（平成13年12月13日付社援保発第58号）等により周知徹底してきたところであるが、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診した上でなければ施術を受けられない旨指導を行っている実態が見受けられるため、下記の取扱いについて、管内の福祉事務所及び地区担当員に対して、あらためて周知徹底を図るとともに、適切な取扱いがなされるよう指導をお願いする。

(医療扶助運営要領第3-7)

- ・ 柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
- ・ 柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要

(生活保護問答集第2編問56)

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は、医師の同意は不要とされているが、医師の同意が必要であるかどうかを確認する観点から、被保護者に事前に指定医療機関を受診するよう求めてもよいか。

答 指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的な理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

福祉事務所は、被保護者から施術の給付申請があった場合には、医運第3-7に基づき、施術の給付可否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付可否意見書の所要事項の記入を受けるように指導し、必要に応じて、医師の同意を求めべきである。

また、平成22年度に会計検査院より、保険給付における柔道整復の療養費が十分な点検及び審査が行われていない事態があり、改善を図るべきとの指摘を受け、生活保護においても「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について」（平成23年3月31日付社援保発0331第7号）により、一層適正な処理を行うよう通知しているところであるので、上記の事項と併せて当通知についてもあらためて周知徹底を図るようお願いする。

7 指定医療機関制度の見直し等について

(1) 指定医療機関制度の見直し等について

多くの医療機関では適正な医療が行われている中で、生活保護制度に対する信頼を確保するためには、一部の不適切な医療機関については厳正に対処していく必要がある。

このため、健康保険の取扱い等を参考に、指定医療機関等の指定及び指定取消の要件を明確化するなど改正法において、指定医療機関制度、指定助産機関制度及び指定施術機関制度の見直しを行っている。

既に、改正法及び改正を予定している生活保護法施行令、生活保護法施行規則及び医療扶助運営要領等を踏まえての指定医療機関等の指定事務に関する留意事項等について、平成 26 年 2 月 18 日付保護課医療係長事務連絡において示しているところであるが、各地方自治体においては、当事務連絡を参考にしながら予め必要な準備を進めていただくようお願いする。

なお、上記事務連絡については、別途、同内容の課長通知を発出することとしているので、ご了知願いたい。

ア 指定医療機関の指定事務に係る主な留意事項

都道府県等本庁は、管内の指定医療機関に対して、事前に改正法の内容について周知するとともに指定申請書類の送付等を行い、円滑な施行が図られるよう協力を求められたい。

<指定医療機関への主な周知内容>

○ 指定医療機関制度等の見直し内容

- ・ 指定要件及び指定取消要件が規定されたこと。
- ・ 指定の有効期間が規定されたこと。
- ・ 指定取消があった場合に、健康保険法と関連性を持たせて対応できるよう、健康保険で指定取消があった場合には生活保護の指定取消ができるよう規定し、生活保護で指定取消をした場合であって保険医療機関の指定取消要件に該当する疑いがあるときは、厚生労働大臣に通知することを規定したこと。
- ・ 過去の不正事案にも対応できるよう指定医療機関の管理者であった者についても、立入検査等を行えることを規定したこと。
- ・ 指定医療機関が偽りその他不正な手段により支払いを受けた場合に、返還させるべき額のほか、100分の40を乗じた額以下の金額を徴収できることを規定したこと。 等

○ 改正法施行に係る経過措置の内容

- ・現行法の指定を受けている指定医療機関は、施行日において改正法の指定があったものとみなされること。
- ・施行日から1年以内で厚生労働省令で定める期間内に改正法による指定の申請をしなければ、その指定の効力を失うものとしていること。
- ・改正法の指定を受けたものとみなされた指定医療機関の最初の指定の更新については、6年後までではなく、厚生労働省令で定める期間までに行うものとしていること。 等

<指定医療機関への指定申請書類の送付等>

○ 申請書類の送付、申請状況の管理

- ・管内の指定医療機関に対し、施行日から1年以内に改正法の指定申請が円滑に行われるよう必要な申請書又は誓約書等の様式を送付すること。
- ・管内の指定医療機関からの当該申請の受理状況を管理し、必要に応じて、当該申請がなされていない指定医療機関に対して申請手続の進捗状況の確認等を行うこと。 等

○ 指定の審査等

- ・申請書又は誓約書等の記載内容について審査し、指定を行うことが適当と判断される場合には、改正法の施行の日付（平成26年7月1日）で指定を行ったことを通知すること。
- ・併せて、厚生労働省令で定める期間（当該指定医療機関の健康保険法による指定の効力が失われる日）までに、更新の申請を行う必要があることを通知すること。 等

イ 指定助産機関・指定施術機関の指定事務に係る主な留意事項

都道府県等本庁は、管内の指定助産機関及び指定施術機関に対して、事前に、改正法の内容について周知するとともに、特に、はり師及びきゅう師については、施行日前より継続して行われている施術（はり・きゅう）が施行日以降に中断されることがないように、指定申請書類の送付及び指定申請状況の管理を遺漏なく行い、指定が円滑に行われるよう十分注意されたい。

<指定助産機関及び指定施術機関への主な周知内容>

○ 指定助産機関及び指定施術機関制度等の見直し内容

- ・改正法による施術機関については、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり師及びきゅう師についても、指定を受けるものとする。
- ・指定要件及び指定取消要件が規定されたこと。
- ・過去の不正事案にも対応できるよう指定助産機関の又は指定施術機関であった者についても、立入検査等を行えることを規定したこと。
- ・指定助産機関の又は指定施術機関が偽りその他不正な手段により支払いを受けた場合に、

返還させるべき額のほか、100分の40を乗じた額以下の金額を徴収できることを規定したこと。 等

○ 改正法施行に係る経過措置の内容

- ・現行法の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日において改正法の指定があったものとみなされること。 等

<はり師及びきゅう師への指定申請書類の送付等>

○ 申請書類の送付、申請状況の管理

- ・「はり・きゅう師登録簿」に登録されている管内のはり師及びきゅう師に対し、はり師及びきゅう師に係る指定が円滑に行われるよう、必要な申請書又は誓約書等を送付すること。
- ・管内のはり師及びきゅう師に係る指定の状況について、常時、管理すること。
- ・特に、当該施術を担当するはり師又はきゅう師が施行日において改正法の規定による指定を受けていない場合には、施行日前より継続して行われている施術（はり・きゅう）を行うことはできないので、当該施術が中断されることのないよう十分注意すること。
- ・このため、施行日前より継続して行われている施術を担当するはり師又はきゅう師に対しては、施行日より前に申請することを促し、必要に応じて、申請手続の進捗状況の確認等を行うこと。 等

ウ 指定医療機関の指定情報管理ツールについて

改正法では、指定医療機関の指定要件に欠格事由（指定申請を行う医療機関の開設者又は管理者が、指定の取消しがあつてから5年を経過していない場合には、指定を受けることができない等）や、指定の更新制（指定医療機関は6年毎に指定の更新を受けなければ指定の効力が失効する）等が新たに創設されている。

このため、都道府県等本庁においては、申請のあつた医療機関について過去の情報（開設者や管理者）を確認し、また、指定の更新日が近付いた指定医療機関に対して、必要に応じて更新時期が近付いたことの通知等を行うことにより、指定の更新が遺漏なく実施されるよう配慮する必要があるとあり、これまで以上に指定医療機関の情報を適切に管理することが求められている。

このため、厚生労働省において、指定医療機関の指定情報を管理するためのツール（情報管理ツール）を平成26年3月末頃を目途に各都道府県等本庁へ配布し、地方自治体における指定事務が適切に行われるよう支援することとしているので、予めご了承ください。

<情報管理ツールのイメージ>

- ・ 指定医療機関の情報を一覧形式にして管理する。
- ・ 指定医療機関の情報を入力画面により迅速・簡便に登録（入力）できる。
- ・ 指定医療機関等の名簿を容易に作成できる。
- ・ 申請があった医療機関について、過去に同じ開設者名や管理者名等がないか簡単に検索できる。
- ・ 指定の有効期間の満了日が近づいた医療機関の一覧表を容易に作成できる。
- ・ 地方自治体において適宜改良できるよう、プログラム等によるシステムではなく、アクセスファイルによる簡易なツールにする。 等

(2) 指定医療機関への指導体制の強化等について

ア 指定医療機関への指導体制の強化について

指定医療機関に対する指導等の実施に当たっては、都道府県等が指定した医療機関等については、一義的には指定権者である都道府県等が行うべきものである。

今後もその考え方は変わるものではないが、一部の不適切な指定医療機関に効率的・効果的に対処できるようにするため、改正法では、都道府県等が指定した医療機関への立入検査等について、受給者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、都道府県等と密接な連携の下で、国による指導等も実施できるようにしている。

具体的な連携方法や指導検査体制等については、現在、地方自治体によって指導検査体制や指導方法等が相当程度異なる状況にあるため、現時点において一律定型化し示すことは困難と考えている。このため、個別指導について、厚生労働省において適宜地方自治体から相談を受けつつ、当面の間は、連携して指導等を行う地方自治体を限定して対応し、具体的な事例を積み重ねていくこととしているので、ご了承ください。

イ 医療扶助運営要領の改正について

改正法では、一部の不適切な指定医療機関に対して厳正な対処を行うため下記の見直しも行っている。

今後、下記の法改正の内容等を踏まえた医療扶助運営要領（第6指導検査）を改正する予定であるので、ご了承ください。

(ア) 法による指定医療機関又は健康保険法による保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるものとする。

- ・ 都道府県知事は、法による指定医療機関の指定を取り消した場合であって、

保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣に通知しなければならないものとする。

- ・ 健康保険法による保険医療機関の指定が取り消された場合は、生活保護法の指定医療機関の指定を取り消すことができるものとする。

(イ) 過去の不正事案への対応

現行法では対象となっていない指定医療機関の開設者であった者等についても、立入検査等ができるものとする。

(ウ) 不正利得に対する徴収金

不正な手段により医療の給付に要する費用の支弁を受けた指定医療機関があるときは、都道府県知事又は市町村長は、当該指定医療機関から、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとする。

8 介護扶助の適正な実施について

(1) 改正法の施行に伴う指定介護機関の指定事務に係る留意事項等について

改正法の施行に伴う指定介護機関の指定事務に係る留意事項等については、今後、通知等で示す予定であるが、下記については予めご了承ください。

ア 介護保険法の指定又は開設許可があったときの指定介護機関の指定の取扱い

改正法において、指定介護機関の指定制度については、指定医療機関の指定と同様、指定要件の明確化等の見直しがされている。

指定介護機関の指定に当たっては、改正法第54条の2第1項の規定による生活保護法に基づく単独指定のほか、同条第2項の規定により、改正法の施行後に新たに介護保険法の指定又は開設許可があった介護機関については、当該介護機関から別段の申出がない限り、生活保護法の指定があったものとみなすものとしている。

このため、都道府県等本庁の生活保護担当部局は、都道府県又は市町村の介護保険担当部局において介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関の情報を適宜把握する必要があるので、ご留意いただきたい。

<改正法>

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介護予防福祉用具販売事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。

2 介護機関について、別表第二の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

4 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指

定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

イ 既存の指定介護機関に係る施行日以降の指定の取扱い

生活保護法の一部を改正する法律附則第6条において、現行法の規定による指定を受けている指定介護機関は、施行日において改正法の規定による指定を受けたものとみなされるものとしている。

ただし、当該指定介護機関は、改正法第54条の2第2項の規定による指定（みなし指定）を受けたものではないため、当該指定介護機関が介護保険法の規定による指定の取消し等があった場合であっても、生活保護法による指定の取消し等を行わなければ指定の効力は失われないものであるので、ご留意いただきたい。

<生活保護法の一部を改正する法律（附則）>

（指定介護機関に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧法第五十四条の二第一項（旧道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項（新道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた平成二十六年改正後生活保護法別表第二の上欄に掲げる介護機関であって、旧法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものについては、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

（2）介護報酬改定及び区分支給限度基準額の見直し（平成26年4月施行分）に伴う介護扶助における対応について

平成26年4月より、消費税引上げに伴い介護報酬改定及び区分支給限度基準額の見直しを行うこととしている。今般の区分支給限度基準額の見直しに伴う、介護扶助運営要領第5の2（9）に定める「被保護者異動連絡票」の作成及び国民健康保険団体連合会への送付に関する取扱いについては、平成26年2月14日付保護課介護係長事務連絡により示しているところであるので、管内福祉事務所等において遺漏なく対

応されるよう特段の配慮をお願いする。

<平成 26 年 2 月 14 日付保護課介護係長事務連絡（一部抜粋）>

（平成 26 年 4 月の対応手順）

- ① 平成 26 年 3 月の認定更新などにより生活保護受給者の異動がある場合、通常運用どおり、福祉事務所が、「被保護者異動連絡票」（3 月異動分）を国保連へ提出してください。
 - ② 国保連では、平成 26 年 4 月 1 日時点で要介護認定又は要支援認定が有効な全生活保護受給者について、新しい区分支給限度基準額を設定した「被保護者異動連絡票」（異動年月日平成 26 年 4 月 1 日）を、国保連システムにより作成します。
- ※ 福祉事務所において、新しい区分支給限度基準額を設定した「被保護者異動連絡票」を送付する必要はありません。
- ③ 国保連は、平成 26 年 4 月 1 4 日を目処に、②の処理結果を別添 2 の帳票様式により各福祉事務所に送付します。
 - ④ 福祉事務所は、③で送付された処理結果について、氏名（カナ）及び新しい区分支給限度基準額に誤りがないかを確認し、その結果を別添 3 の様式に記載し、平成 26 年 4 月 24 日までに国保連に送付してください。
- ※ 運営要領の第 5 の 2（9）に定める被保護者異動連絡票の送付については、本確認結果の送付もって代えることとします。

（3）「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」における生活保護法の改正

平成 26 年 2 月 12 日に国会へ提出された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」においては、介護保険法を改正し、全国一律のサービス内容、基準、単価等の介護予防給付（訪問介護、通所介護）について、市町村が地域の事情に応じた取組ができるよう地域支援事業へ移行することとしている。

これに伴い、同法案において生活保護法についても、これらのサービスがこれまでと同様に介護扶助の対象となるよう、所要の改正を行うこととしているので、予めご了承ください。また、当該法改正に伴う運用の見直し内容等については、今後、詳細が決まり次第、周知していく予定である。

9 地方自治体の体制整備等について

生活保護のケースワーカーの人件費については、従前より地方交付税により措置しているところである。

地方交付税の算定基礎となる職員数全体は減員となる中で、近年の被保護世帯の増加や生活保護制度の見直し等を考慮し、平成 21 年度以降、毎年増員されているところである。

平成 26 年度においては、

- ・ ケースワーカーが市町村で 1 人
- ・ 査察指導員が都道府県で 1 人

の増員が予定されている。

については、地方自治体の福祉担当部局においても、必要なケースワーカーや査察指導員の配置に加え、24 年度から取組を進めている生活保護受給者の健康・生活に関する相談・支援に必要な専門職員の配置の検討など、地域の実情に合わせて、福祉事務所の体制強化に必要な増配置がなされるよう関係部局との調整を図られたい。

(参考)

○ 地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数等（平成 26 年度）

- ・ ケースワーカー

都道府県 22 人（対前年度±0 人）

市 16 人（対前年度+1 人）

- ・ 査察指導員

都道府県 4 人（対前年度+1 人）

市 2 人（対前年度±0 人）

※ 標準団体規模（都道府県：人口 20 万人、市町村：人口 10 万人）

10 平成 26 年度生活保護基準について

(1) 平成 26 年度の生活扶助基準について

生活扶助基準については、毎年度、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して改定を検討するとともに、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に 5 年に 1 度検証を行うこととしている。

平成 26 年度の生活扶助基準の改定については、まず、平成 25 年 8 月から、同年 1 月にとりまとめられた社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差といった歪みを調整するとともに、物価の動向を勘案するという考え方にに基づき、必要な適正化を 3 年程度かけて段階的に実施しており、平成 26 年度においても、引き続き 2 年目分の適正化を実施していく。

また、平成 26 年 4 月に予定している生活扶助基準の改定においては、この適正化とは別に、国民の消費動向として平成 26 年度の民間最終消費支出の見通しの伸び等も総合的に勘案することとし、その分として全ての世帯について、+2.9%の改定率を盛り込むこととしている（最終的な改定率は、年齢、世帯人員、地域に応じたゆがみの調整の影響のために世帯構成等に応じて異なる）。なお、平成 26 年 4 月には消費税率が引上げとなるが、平成 26 年度の民間最終消費支出の見通しの伸びには、消費税率の引上げによる影響も盛り込まれているものである。

また、以前、平成 25 年 8 月改定に対応した生活保護基準額計算ツールを配布したが、平成 26 年度改定に対応した計算ツールを近日中に配布する予定であるので、窓口対応や検証等に活用されたい。

各種加算等についても、同様に適正化の物価動向分の段階的实施に加え+2.9%を勘案することとしている（他制度に並んで同額となるように改定しているもの等は除く）。

(2) その他の基準について

一時扶助（入学準備金等）、教育扶助、住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助、生業扶助（技能修得費等）、葬祭扶助、新規就労控除、未成年者控除については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

(参考) 平成26年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	165,840	159,050	151,800	146,570	140,140	134,060
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	235,640	218,050	204,800	192,570	180,240	168,160
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の25年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	81,760	78,200	74,070	71,680	68,290	65,120
住宅扶助 (注)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	135,460	123,200	115,070	107,080	99,290	91,320
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の25年度における上限額の例である。

3. 母子2人世帯【30歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	147,980	142,990	135,590	132,210	125,840	121,370
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	217,780	201,990	188,590	178,210	165,940	155,470
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の25年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

(3) 生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響について

生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針を確認していたところである。

この対応方針を踏まえ、本年度予算成立後の平成 25 年 5 月 16 日付けで厚生労働事務次官通知を發出して、今回の生活扶助基準の見直しに伴う、他制度への影響については、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各地方自治体において判断いただくよう依頼を行ったところである。

平成 25 年 9 月、政府において、平成 26 年度予算の概算要求が取りまとめられた時点において、「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成 25 年 9 月 3 日付け厚生労働事務次官通知）を發出し、改めて先の厚生労働事務次官通知と同趣旨の依頼を行ったところであるので、各自治体におかれても、この政府の対応方針の趣旨をご理解いただいた上で、適切にご判断・ご対応いただくよう、引き続きよろしくお願いしたい。

11 生活保護関係予算について

(1) 生活保護費等負担金について

ア 平成 26 年度予算案について

保護費負担金については、各扶助の給付実績を基に直近の被保護人員の伸び率等で必要額を算出した上で、平成 26 年 4 月からの生活扶助基準の見直しや診療報酬改定等を踏まえ、対前年度約 600 億円増 (2.1%増) の 2 兆 8,823 億円を計上している。

	平成 26 年度 予 算 案	平成 25 年度予算	
		当初予算額	補正予算
保護費負担金	2 兆 8,823 億円	2 兆 8,224 億円	2 兆 7,742 億円

イ 社会保障 4 経費化に伴う生活保護費等負担金の目の分割について

「(目)生活保護費等負担金」の執行については、現在、保護費、保護施設事務費及び支援給付費を一体的に行っている。

しかしながら、保護費及び支援給付費のうち、医療扶助費（医療支援給付費）と介護扶助費（介護支援給付費）については、社会保障 4 経費に該当するため、平成 26 年度予算から

- ・ 医療扶助費等負担金（医療扶助費及び医療支援給付費）
- ・ 介護扶助費等負担金（介護扶助費及び介護支援給付費）
- ・ 生活扶助費等負担金（上記以外の扶助費、支援給付費及び施設事務費）

の三項目へと目を分割することとされたところである。

目が分割されることに伴い、平成 26 年度からの交付申請及び実績報告等については、目ごとに行っていただく必要がある。

また、生活保護法第 63 条や第 78 条等による「返還金徴収金その他の収入」についても、平成 26 年度予算から目ごとに債権管理をしていただく必要があるため、都道府県におかれては、管内市区町村に対する周知をお願いする。

なお、本取扱の変更に伴う交付要綱の改正や平成 26 年度の交付決定等については、予算成立後速やかに施行、執行できるよう準備を進めているので、ご了知願いたい。

ウ 生活保護改正法施行に伴う交付要綱等の見直しについて

平成 26 年 7 月からの生活保護改正法の施行に伴い、目の分割とは別に生活保護費

等負担金の交付要綱等の改正を予定している。現在、不正受給に係る返還金への加算金や返還金の保護費との相殺、国税徴収の例による返還金の徴収等の交付要綱等における取扱いについて検討を進めているところであり、検討結果がまとまり次第情報提供することとしているので、ご了承ください。

エ 平成 26 年度の適正な執行について

各自治体への生活保護費等負担金は、予算の効率的な執行の観点から、直近実績に基づき算出された各自治体からの所要見込額に基づき交付しているところである。

平成 26 年度においても四半期ごとに所要見込額を把握することとしているため、各自治体においては、常に管内の保護動向等を注視し、適切に所要額を算出して、期限までに関係書類を提出していただくようご協力願いたい。

オ 生活保護費国庫負担金に係る適正な精算について

生活保護費国庫負担金に係る適正な精算については、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成 22 年 10 月 6 日社会・援護局保護課長通知）において、返還金等の調定額の計上、調定後の債権管理等について適正に実施するよう周知しているところである。

返還金等について、収納済額のみを調定額として計上することは国庫負担金を過大に精算交付することになるので、各自治体においては、本通知の趣旨を踏まえ、適正な国庫負担金の精算について、改めて徹底されたい。

カ 現業員等による不正防止対策の徹底について

現業員等による生活保護費の詐取等不正防止対策については、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成 21 年 3 月 9 日厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）により、保護費の支給等について適正な事務処理が行われるよう周知しているところである。

しかしながら、現業員等による不正事案が引き続き発生していることを踏まえ、各自治体において、課長通知の内容について改めて周知していただくとともに、保護費の支給等に関する事務において、特定の者に権限が集中することなく、内部牽制の仕組みが機能しているかどうかについて各福祉事務所における事務処理体制の再点検を行うなど、不正等の防止に対して適切な対応を図られたい。

(2) 保護施設の運営について

ア 保護施設における精神障害者等の地域移行支援及び地域定着支援について

保護施設においては、これまでも保護施設通所事業や居宅生活訓練事業の実施、精神保健福祉士を加配した場合の加算措置などにより、入所者等の地域移行に向けた支援や地域生活の定着に向けた支援を積極的に行ってきたところである。

平成 25 年度から、救護施設において、居宅生活訓練事業の利用要件の緩和（現行 3 名以上の利用定員を 2 名以上に緩和等）を行ったところである。

各地方自治体におかれては、今後とも、保護施設に対して同事業の積極的な活用を指導願いたい。

イ 生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について

給与特例法の影響により、平成 25 年 7 月から、公立の保護施設における支弁基準について、別途示した基準額により算定しているところであるが、この取扱は平成 25 年度末までの措置であり、平成 26 年度からは従来どおりの取扱とすることを予定しており、必要とされる所要額を平成 26 年度予算案に計上している。

詳細については、平成 26 年度予算が成立次第連絡することとしているのでご留意されたい。

(3) 保護施設の整備について

保護施設の施設整備については、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の残額がある自治体については、平成 26 年度末まで 1 年間の延長を認めたところである。他方で、基金の延長を行っていない自治体については、引き続き社会福祉施設等施設整備費補助金で対応する予定である。

平成 26 年度予算成立後、交付要綱等の送付が行われる予定なのでご留意されたい。

12 生活保護関係調査について

(1) 平成 26 年度生活保護関係調査の実施について

平成 26 年度の生活保護関係調査については、次の一覧表のとおりである。

被保護者調査の年次調査（基礎調査・個別調査）については、生活保護業務データシステムに 7 月末日現在のデータを登録することで提出とさせていただきます。

被保護者調査の月次調査についても、生活保護業務データシステムへのデータ登録により提出いただくこととなるので、遅滞なくお願いしたい。

医療扶助実態調査については、平成 23 年調査より電子データでの提出となっており、平成 26 年度に関しても同様とさせていただきます。

社会保障生計調査については、例年どおり調査票（家計簿）での提出となっており、平成 25 年度に調査をお願いした自治体においては、平成 26 年度に関しても引き続き御協力をお願いする。

(2) 提出締切の厳守について

各調査は、各都道府県・指定都市・中核市の関係者の御理解・御尽力により実施されているが、提出期限が遅れると、結果として全体の集計に支障を来すこととなることから、集計作業を遅滞なく行うためにも、引き続き提出締切の厳守をお願いしたい。

平成 26 年度生活保護関係調査一覧

調査の名称	調査の対象		対象選定の 方法	調査の 周期及び 時期	調査票等の 提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者調査 【年次調査】 基礎調査・個別調査 【月次調査】	全 国	被保護世帯 約160万世帯	全 数	年次調査 毎 年 7月31日現在 月次調査 毎 月	年次調査 毎年9月10日 月次調査 翌月20日
医療扶助実態調査	全 国	医療扶助受給者	6月基金審査分 診療報酬明細 書及び調剤報 酬明細書	毎 年 7 月	毎年8月中旬
社会保障生計調査	9 ブロック 14都道府県 4 指定都市 9 中核市 (注)	被保護世帯 約1,110世帯	抽 出	年 度 4月から翌年 3月まで	翌月末日

(注) 調査対象自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に調査地域を交代することとしている。
※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

(3) 生活保護受給世帯の居住実態等の把握について

現在、社会保障審議会生活保護基準部会において、住宅扶助の基準額に対しての議論を行っているところであるが、住宅扶助の議論を行うに当たっては、生活保護受給世帯の住宅や居住環境等の実態について把握する必要があることから、平成 26 年度中になんらかの形で生活保護受給世帯の居住実態に関しての調査を実施したいと考えている。

調査内容及びスケジュール等の詳細については現在検討しているところであるが、各自治体及び管内福祉事務所に極力負担のない形で実施したいと考えているので、その際にご協力をお願いしたい。

(参考) 生活保護の動向

ア 近年の保護動向

被保護人員・保護率については、平成7年度を底に上昇している。被保護人員の対前年同月比をみると、減少傾向にあり、直近の平成25年11月には、対前年同月比100.8%となっている。

○平成7年度 被保護人員 約88万2千人 被保護世帯 約60万2千世帯 保護率 0.70%	→	○平成25年11月現在(速報値) 被保護人員 約216万5千人 被保護世帯 約159万6千世帯 保護率 1.70%
--	---	--

雇用関係指標及び被保護人員の推移

	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	被保護人員	被保護人員対前年同月比
	千人	%	倍	人	%
平成24年度平均	*2,850	*4.3	*0.80	2,135,743	103.3
平成25年 1月	2,790	4.2	0.85	2,153,642	103.0
2月	2,840	4.3	0.85	2,155,218	102.8
3月	2,670	4.1	0.86	2,161,053	102.5
4月	2,710	4.1	0.89	2,151,843	102.4
5月	2,700	4.1	0.90	2,153,816	102.0
6月	2,540	3.9	0.92	2,153,122	101.8
7月	2,510	3.8	0.94	2,158,946	101.6
8月	2,720	4.1	0.95	2,159,877	101.4
9月	2,630	4.0	0.95	2,159,808	101.2
10月	2,660	4.0	0.98	2,164,338	101.0
11月	2,610	4.0	1.00	2,164,857	100.8

資料：被保護者調査〔平成24年4月以降は速報値（平成24年度平均も速報値より作成）〕

労働力調査（総務省）、職業安定業務統計、

※完全失業者数、完全失業率及び有効求人倍率の月別推移は季節調整値である。

※*は平成24年平均

イ 近年の保護動向の特徴

(ア) 世帯類型別世帯数の状況

構成割合で見ると、半数近く(45.4%)が高齢者世帯であるが、稼働能力がある者を含むその他の世帯の伸び率が顕著になっている。

世帯類型別被保護世帯数

	平成7年度		平成25年11月(速報値)		伸び率(25.11/7) (%)
	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	
総数	600,980	100.0	1,587,129	100.0	164.1
高齢者世帯	254,292	42.3	720,616	45.4	183.4
母子世帯	52,373	8.7	112,302	7.1	114.4
傷病者・障害者世帯	252,688	42.0	466,192	29.4	84.5
その他の世帯	41,627	6.9	288,019	18.1	591.9

資料：被保護者調査〔平成25年11月分は速報値（平成7年度は福祉行政報告例）〕

※世帯数は保護停止中のものを含まない。※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

(イ) 世帯人員別世帯数の状況

被保護世帯に占める単身世帯の割合が増加しており、現在被保護単身世帯の割合は76.7%となっている。特に高齢者世帯においては約9割となっている。

また、その他の世帯に占める単身世帯の割合は、平成7年度には約3割であったが、平成25年11月には約7割となっている。

世帯類型別被保護世帯数

		総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627
	うち単身世帯	431,629 (71.8%)	224,104 (88.1%)	-	193,235 (76.5%)	14,290 (34.3%)
世帯数	平成25年11月	1,587,129	720,616	112,302	466,192	288,019
	うち単身世帯	1,218,059 (76.7%)	648,372 (90.0%)	-	379,969 (81.5%)	189,718 (65.9%)

資料：被保護者調査〔平成25年11月分は速報値（平成7年度は福祉行政報告例）〕

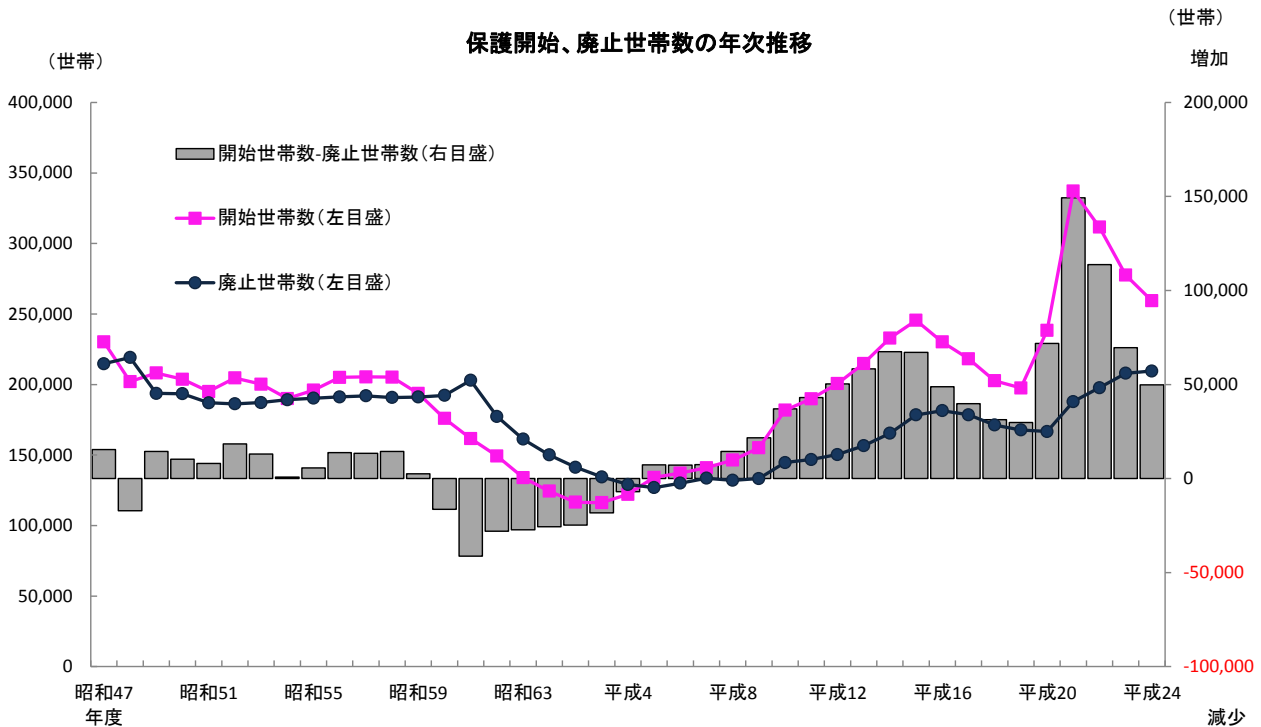
※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

※世帯数は保護停止中のものを含まない。

※括弧内は単身者世帯割合。

(ウ) 生活保護の開始及び廃止状況

保護の開始世帯数については、平成20年度、平成21年度と大幅に増加していたが、平成22年度から減少に転じた。廃止世帯数については、平成20年度以降、増加傾向となっている。(開始世帯数－廃止世帯数)については、平成20年度より大幅に増加していたが、平成22年度より減少に転じている。



資料：福祉行政報告例(平成24年度は「被保護者調査(速報値)」より作成)